

【参考資料】

条例・施行規則等

函館コミュニティプラザ条例	．．．．	1
函館コミュニティプラザ条例施行規則	．．．．	5
函館コミュニティプラザ使用料に係る減免規定	．．．．	23
函館コミュニティプラザ使用料に係る減免規定の運用について	．．．．	24

○函館コミュニティプラザ条例

平成28年 3月15日

条例第33号

(設置)

第1条 若者の自主性および社会性の向上に資する場ならびに市民の多様な活動を支援し、および市民が相互に交流する場を提供することにより、中心市街地のにぎわいの創出を図るため、市にコミュニティプラザを設置する。

(名称および位置)

第2条 名称および位置は、次のとおりとする。

名称 函館コミュニティプラザ

位置 函館市本町24番1号

(開館時間および休館日)

第3条 函館コミュニティプラザ（以下「プラザ」という。）の開館時間および休館日は、規則で定める。

(事業)

第4条 プラザは、次に掲げる事業を行う。

(1) 若者の自主性および社会性の向上のための企画に関すること。

(2) 市民への活動の場の提供、市民の活動に関する情報の提供その他の市民の多様な活動の支援に関すること。

(3) 市民への交流の場の提供その他の市民の相互の交流の促進に関すること。

(4) その他プラザの設置の目的を達成するために必要な事業

(施設)

第5条 プラザに次に掲げる施設を置く。

(1) 多目的ホール

(2) イベントスペース

(3) フリースペース

(4) キッチンスペース

(5) 多目的室

(使用の許可)

第6条 前条第1号から第3号までに掲げるプラザの施設を専用使用しようとする者ならびに同条第4号および第5号に掲げるプラザの施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、プラザの管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(使用の不許可)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、プラザの施設の使用を許可しない。

- (1) 秩序もしくは風紀を乱し、または他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (2) 建物、附属設備等を損傷し、汚損し、または滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他プラザの管理上支障があると認められるとき。

(目的以外の使用等の禁止)

第8条 第6条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該許可に係るプラザの施設を許可を受けた目的以外に使用し、他人に転貸し、またはその使用する権利を譲渡してはならない。

(使用料)

第9条 使用者は、別表第1に定める使用料を前納しなければならない。

- 2 使用者は、附属設備または備付物件を使用しようとするときは、別表第2に定める使用料を当該附属設備または備付物件を使用する日までに納めなければならない。
- 3 前2項の使用料は、市長が特に認めるときは、後納することができる。
- 4 市長は、特に必要があると認めるときは、第1項および第2項の使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。

(特別設備等の制限)

第11条 プラザの使用に当たり特別の設備を設け、または既存の設備を変更しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(使用の許可の取消し等)

第12条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは使用の条件を変更することができる。この場合において、使用者に損害が生じて市は、その賠償の責めを負わない。

- (1) この条例またはこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 第7条各号のいずれかに該当する理由が生じたとき。
- (4) 使用の許可の申請に偽りがあったとき。

(販売行為等の禁止)

第13条 市長の許可を受けた者以外の者は、プラザにおいて、物品の販売、寄附の要請その他これらに類する行為をしてはならない。

(原状回復等)

第14条 使用者は、使用の許可を受けたプラザの施設の使用を終了したとき、または第12条の規定により使用の許可を取り消され、もしくは使用を停止されたときは、直ちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長は、使用者に代わってこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償の義務)

第15条 プラザに入館した者は、建物、附属設備等を損傷し、汚損し、または滅失したときは、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。

(入館の制限)

第16条 市長は、プラザに入館しようとする者または入館した者が第7条各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否し、または退館させることができる。

(指定管理者による管理)

第17条 プラザの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第4条の事業の実施に関すること。
- (2) プラザの使用の許可および制限に関すること。
- (3) プラザの維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定める業務

3 指定管理者に前項の業務を行わせる場合における第6条、第7条、第11条から第13条までおよび前条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(規則への委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第9条関係）

区分	時間区分			
	午前10時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで
多目的ホール	1,600円	2,400円	2,400円	2,400円
イベントスペースA	1,400円	2,100円	2,100円	2,100円
イベントスペースB	2,000円	3,000円	3,000円	3,000円
フリースペース	1,200円	1,800円	1,800円	1,800円
キッチンスペース	1,000円	1,500円	1,500円	1,500円

多目的室	800円	1,200円	1,200円	1,200円
------	------	--------	--------	--------

備考 使用者が2,001円以上の入場料（名称のいかんを問わず，入場する者が入場の対価として支払う金銭をいう。）を徴収する場合は，上表の規定による使用料の額を2倍した額とする。

別表第2（第9条関係）

区分		使用料		摘要
		単位	金額	
多目的ホール	映像設備	一式	1,500円	プロジェクター，電動スクリーン，切換器
イベントスペースB	映像設備	一式	1,900円	プロジェクター，電動スクリーン，切換器，無線対応プレゼンテーション用機器
	音響設備	一式	2,500円	ワイヤレスチューナー，ミキサー，CDプレーヤー，アンプ，マイク，マイクスタンド
	照明設備	一式	2,100円	ホリゾントライト，スポットライト，調光器
多目的室	編集機器	一式	600円	パーソナルコンピュータ，映像編集ソフト，録音機材，マイク，マイクスタンド，ビデオカメラ，三脚

備考 上表の規定による使用料の額は，別表第1に規定する時間区分のうちのいずれかの時間区分において使用する場合の額とする。

○函館コミュニティプラザ条例施行規則

平成28年12月12日

規則第68号

(趣旨)

第1条 この規則は、函館コミュニティプラザ条例（平成28年函館市条例第33号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間および休館日)

第2条 函館コミュニティプラザ（以下「プラザ」という。）の開館時間は、午前9時30分から午後9時30分までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、変更することができる。

2 プラザの休館日は、1月1日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に休館し、または休館日に臨時に開館することができる。

(使用許可の申請)

第3条 条例第6条第1項の許可を受けようとする者は、別記第1号様式の申請書により市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、プラザを使用しようとする日（以下「使用日」という。）の6月前の日の属する月の初日から使用日の3日前までにしなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(使用の許可等)

第4条 市長は、前条第1項の申請があった場合において、使用を許可したときは別記第2号様式の許可書を当該申請をした者に交付し、使用を許可しないときは別記第3号様式の通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

(許可書の提示)

第5条 前条の許可書の交付を受けた者は、当該許可書（次条第3項の許可書の交付を受けた場合にあつては、当該許可書を含む。）をその許可に係るプラザの施設を使用する際常に携帯し、プラザの係員からの求めに応じ、これを提示しなければならない。

(変更許可の申請等)

第6条 使用者（条例第8条に規定する使用者をいう。以下同じ。）は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、別記第4号様式の申請書により市長に申請し、許可を受けなければならない。

2 前項の申請は、使用日の前日までにしなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

3 市長は、第1項の申請があった場合において、変更を許可したときは別記第5号様式の許可書を当該申請をした者に交付し、変更を許可しないときは別記第3号様式の通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

(使用中止の届出)

第7条 使用者は、プラザの施設の使用中を中止しようとするときは、別記第6号様式の届出書により市長に届け出なければならない。

(使用料の後納)

第8条 条例第9条第3項の市長が特に認めるときとは、国、地方公共団体その他これらに準ずる者に使用させるときとする。

2 前項の者は、使用料を後納しようとするときは、別記第7号様式の申請書により市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の申請があったときは、後納の可否を決定し、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(使用料の減免)

第9条 条例第9条第4項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、別記第8号様式の申請書により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、減免の可否を決定し、別記第9号様式の通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

(使用料の還付)

第10条 条例第10条ただし書の市長が特別の理由があると認める場合とは、次の各号に掲げる場合とし、還付する額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用できなくなった場合 既納の使用料の全額

(2) その他特別な理由により市長が還付する必要があると認める場合 既納の使用料の全部または一部の額

2 使用料の還付を受けようとする者は、別記第10号様式の申請書により市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の申請があったときは、還付の可否を決定し、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(特別設備等の申請等)

第11条 条例第11条の許可を受けようとする者は、別記第11号様式の申請書により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、特別の設備等を許可したときは別記第12号様式の許可書を当該申請をした者に交付し、特別の設備等を許可しないときは別記第13号様式の通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

(使用者の遵守事項)

第12条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 危険物等を持ち込まないこと。

- (2) 所定の場所以外で、火気を使用し、または飲食しないこと。
- (3) 喫煙しないこと。
- (4) 入場者の安全確保の措置を講じること。
- (5) プラザの施設内の秩序を維持するため必要な会場責任者および整理員を置くこと。
- (6) 附属設備等を適切に取り扱い、許可を受けたもの以外のものを使用し、または移動しないこと。
- (7) プラザの施設内で、許可なく看板、ポスター等の掲示等をしないこと。
- (8) プラザの清潔を保つこと。
- (9) その他プラザの係員の指示に従うこと。

(入館者の遵守事項)

第13条 入館者（前条に規定する者を除く。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外で、火気を使用し、または飲食しないこと。
- (2) 喫煙しないこと。
- (3) 広告物の掲示および配布をしないこと。
- (4) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑をかけないこと。
- (5) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (6) プラザの清潔を保つこと。
- (7) その他プラザの係員の指示に従うこと。

(立入り)

第14条 使用者は、係員がプラザの管理のため使用している施設に立ち入るときは、これを拒むことができない。

(損傷等の届出等)

第15条 使用者は、プラザの建物、附属設備等を損傷し、汚損し、または滅失したときは、直ちに別記第14号様式の届出書により市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(使用後の点検)

第16条 使用者は、許可を受けたプラザの施設の使用を終えたときは、直ちにプラザの係員にその旨を申し出て、点検を受けなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の読替え)

第17条 指定管理者に条例第17条第2項の業務を行わせる場合における第3条、第4条、第6条、第7条、第11条および第15条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条第1項中「別記第1号様式の」とあるのは「別記第1号様式に準じて指定管理者が定める」と、第4条中「別記第2号様式の」とあるのは「別記第2号様式に準じて指定管理者が定める」と、同条および第6条第3項中「別記第3号様式の」とあるのは「別記第3号様式に準じて指定管理者が定める」と、同条第1項中「別記第4号様式の」とあるのは「別記第4号様式に準

じて指定管理者が定める」と、同条第3項中「別記第5号様式の」とあるのは「別記第5号様式に準じて指定管理者が定める」と、第7条中「別記第6号様式の」とあるのは「別記第6号様式に準じて指定管理者が定める」と、第11条第1項中「別記第11号様式の」とあるのは「別記第11号様式に準じて指定管理者が定める」と、同条第2項中「別記第12号様式の」とあるのは「別記第12号様式に準じて指定管理者が定める」と、「別記第13号様式の」とあるのは「別記第13号様式に準じて指定管理者が定める」と、第15条中「別記第14号様式の」とあるのは「別記第14号様式に準じて指定管理者が定める」とする。

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第3条関係）

函館コミュニティプラザ使用許可申請書

年 月 日

函館市長 様

住所 (法人等にあつては、主たる
事務所の所在地)
申請者 氏名 (法人等にあつては、その名
称および代表者の氏名)
電話 局 番

次のとおり函館コミュニティプラザの施設を使用したいので申請します。

使用目的		使用日・期間	使用時間	使用人数	使用料
専用使用	多目的ホール			人	円
	イベント スペース A			人	円
	イベント スペース B			人	円
	フリースペース			人	円
使用	キッチン スペース			人	円
	多目的室			人	円
附属設備等の使用の有無			有 ・ 無		
入場料等の徴収の有無			有 (円) ・ 無		
使用責任者氏名		(電話 局 番)			
備考					

- 注 1 太線内は、記入しないでください。
 2 附属設備等の使用の有無欄は、該当するものを○で囲んでください。
 3 入場料等の徴収の有無欄は、該当するものを○で囲み、入場料等を徴収する場合は、その最高額を記入してください。

別記第2号様式（第4条関係）

函館コミュニティプラザ使用許可書

許可番号 第 号
年 月 日

様

函館市長 印

年 月 日付けで申請のあった函館コミュニティプラザの施設の使用については、次のとおり許可します。

使用目的					
使用施設等	使用日・期間	使用時間	使用人数	使用料	
専用使用	多目的ホール			人	円
	イベントスペースA			人	円
	イベントスペースB			人	円
	フリースペース			人	円
専用使用	キッチンスペース			人	円
	多目的室			人	円
附属設備等の使用の有無		有 ・ 無			
入場料等の徴収の有無		有 (円) ・ 無			
使用責任者氏名		(電話 局 番)			
備考					

別記第3号様式（第4条，第6条関係）

函館コミュニティプラザ使用（変更）不許可決定通知書

年 月 日

様

函館市長

印

年 月 日付けで申請のあった函館コミュニティプラザの施設の使用（許可事項の変更）については，次の理由により許可しないことと決定したので通知します。

理由

この処分について不服があるときは，この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対して審査請求をすることができます。

また，この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に，函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。），処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても，処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし，処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には，処分の取消しの訴えは，その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記第4号様式（第6条関係）

函館コミュニティプラザ使用変更許可申請書

年 月 日

函館市長 様

住所 (法人等にあつては、主たる)
事務所所在地)
申請者 氏名 (法人等にあつては、その名)
称および代表者の氏名)
電話 局 番

次のとおり函館コミュニティプラザの施設の使用の許可を受けた事項を変更したいので申請します。

使用許可の年月日 および許可番号	年 月 日 第 号
変更事項	
変更内容	変更前
	変更後
変更理由	

添付書類

使用許可書

別記第5号様式（第6条関係）

函館コミュニティプラザ使用変更許可書

年 月 日

様

函館市長 印

年 月 日付で申請のあった許可事項の変更を次のとおり許可します。

使用許可の年月日 および許可番号	年 月 日 第 号
変更事項	
変更内容	変更前
	変更後
変更理由	

別記第6号様式（第7条関係）

函館コミュニティプラザ使用中止届出書

年 月 日

函館市長 様

住所 (法人等にあつては、主たる)
事務所所在地)
届出者 氏名 (法人等にあつては、その名)
称および代表者の氏名)
電話 局 番

次のとおり函館コミュニティプラザの施設の使用を中止したいので届け出ます。

使用許可の年月日 および許可番号	年 月 日 第 号
附属設備等の 使用の有無	有 ・ 無
中止 内容	使用日・期間
	使用施設
中止理由	

添付書類

- 1 使用許可書
- 2 許可事項の変更の許可を受けた場合にあつては、使用変更許可書

注 附属設備等の使用の有無欄は、該当するものを○で囲んでください。

別記第7号様式（第8条関係）

函館コミュニティプラザ使用料後納申請書

年 月 日

函館市長 様

住所 (法人等にあつては、主たる)
事務所所在地)
申請者 氏名 (法人等にあつては、その名)
称および代表者の氏名)
電話 局 番

次のとおり使用料を後納したいので申請します。

使用許可の年月日 および許可番号	年 月 日 第 号
使用目的	
使用日・期間	
使用施設	
附属設備等の 使用の有無	有 ・ 無
使用料の額	円

注 附属設備等の使用の有無欄は、該当するものを○で囲んでください。

別記第8号様式（第9条関係）

函館コミュニティプラザ使用料減免申請書

年 月 日

函館市長 様

住所 (法人等にあつては、主たる)
事務所所在地)
申請者 氏名 (法人等にあつては、その名)
称および代表者の氏名)
電話 局 番

次のとおり使用料の減免を受けたいので申請します。

使用許可の年月日 および許可番号	年 月 日 第 号
使用目的	
使用日・期間	
使用施設	
附属設備等の 使用の有無	有 ・ 無
使用料の額	円
減免を受けよう とする金額	円
減免を受けよう とする理由	

注 附属設備等の使用の有無欄は、該当するものを○で囲んでください。

別記第9号様式（第9条関係）

函館コミュニティプラザ使用料減免承認（却下）決定通知書

年 月 日

様

函館市長 印

年 月 日付けで申請のあった使用料の減免については、次のとおり決定したので通知します。

1 承認

- (1) 減免前の使用料の額
- (2) 減免する金額
- (3) 減免後の使用料の額

2 却下

理由

（却下の場合は、この処分について不服がある場合における救済の方法ならびに取消訴訟を行う場合の被告とすべき者および出訴期間を記載した文書を添付すること。）

別記第10号様式（第10条関係）

函館コミュニティプラザ使用料還付申請書

年 月 日

函館市長 様

住所 (法人等にあつては、主たる)
事務所所在地)
申請者 氏名 (法人等にあつては、その名)
称および代表者の氏名)
電話 局 番

次のとおり使用料の還付を受けたいので申請します。

使用許可の年月日 および許可番号	年 月 日 第 号
使用目的	
使用日・期間	
使用施設	
附属設備等の 使用の有無	有 ・ 無
還付を受けようと する理由	

添付書類

1 使用許可書

2 許可事項の変更の許可を受けた場合にあつては、使用変更許可書

注 附属設備等の使用の有無欄は、該当するものを○で囲んでください。

別記第11号様式（第11条関係）

函館コミュニティプラザ特別設備設置等許可申請書

年 月 日

函館市長 様

住所 (法人等にあつては、主たる)
事務所所在地)
申請者 氏名 (法人等にあつては、その名)
称および代表者の氏名)
電話 局 番

次のとおり函館コミュニティプラザの施設の使用に当たり特別の設備を設けたい
(既存の設備を変更したい) ので、申請します。

使用許可の年月日 および許可番号	年 月 日 第 号
設置（変更）目的	
使用日・期間	
使用施設	
設置（変更）日時	年 月 日 時 分
原状に回復する日時	年 月 日 時 分
特別の設備の設置 （既存の設備 の変更）の内容	

添付書類

特別の設備の設置または既存の設備の変更の状況を示す略図

別記第12号様式（第11条関係）

函館コミュニティプラザ特別設備設置等許可書

年 月 日

様

函館市長

印

年 月 日付けで申請のあった函館コミュニティプラザの施設の特
別の設備の設置（既存の設備の変更）については、次のとおり許可します。

使用許可の年月日 および許可番号	年 月 日 第 号
設置（変更）目的	
使用日・期間	
使用施設	
設置（変更）日時	年 月 日 時 分
原状に回復する日時	年 月 日 時 分
特別の設備の設 置（既存の設備 の変更）の内容	

別記第13号様式（第11条関係）

函館コミュニティプラザ特別設備設置等不許可決定通知書

年 月 日

様

函館市長 印

年 月 日付けで申請のあった函館コミュニティプラザの施設の特別の設備の設置（既存の設備の変更）については、次の理由により許可しないことと決定したので通知します。

理由

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記第14号様式（第15条関係）

函館コミュニティプラザ損傷（汚損，滅失）届出書

年 月 日

函館市長 様

住所 (法人等にあつては，主たる)
事務所所在地)
届出者 氏名 (法人等にあつては，その名)
称および代表者の氏名)
電話 局 番

次のとおり損傷（汚損，滅失）したので届け出ます。

使用許可の年月日 および許可番号	年 月 日 第 号
使用目的	
使用施設	
使用責任者氏名	(電話 局 番)
損傷等の日時	年 月 日 時 分
損傷等をした 箇所または物件	
損傷等の内容 または程度	
損傷等の理由	

函館コミュニティプラザ使用料に係る減免規定

○条例別表第1に掲げる施設使用料については、次の場合に5割減免することができるものとする。

利用区分	判断区分	減免の対象
個人利用	利用者の性質	若者（※複数人の際は、若者が4分の3超）
団体利用	利用者の性質	概ね若者により構成される団体
	開催される催事等の性質	若者が参加対象となる催事

※1：「若者」とは、中学生以上の者であって満29歳に達する日以後最初の3月31日までの間にあるものをいう。

※2：「団体」とは、高等学校および大学等におけるクラブやサークルなどのほか、一定の活動を行うために組成された集団をいう。

※3：「概ね若者により構成される団体」とは、若者が、その団体の構成員の4分の3を超える場合をいう。

※4：「若者が参加対象となる催事」とは、若者のみを参加対象とした講習会、講演会、発表会、展示会等をいう。

※5：条例に規定された以上の入場料等を徴収する催事については、減免対象外とする。

※6：複数の団体が共同利用する場合は、それらの団体の性質、利用目的および対象者等を精査し判断する。

○条例別表第1に掲げる施設使用料については、市主催・共催の催事を実施する場合に免除することができるものとする。

(平成29年4月1日施行)

函館コミュニティプラザ使用料に係る減免規定の運用について

函館コミュニティプラザ使用料に係る減免規定（平成29年2月9日経済部長決裁）の運用について、次のとおり定める。

1 減免対象

利用区分	判断区分	減免の対象	
個人利用	利用者の性質	若者 (※複数人の際は、若者が4分の3超)	①
団体利用	利用者の性質	概ね若者により構成される団体	②
	開催される催事等の性質	若者が参加対象となる催事	③

- ① 複数人で利用する場合であって、貸室の利用以外に団体としての活動がない場合を含む。
この場合、当日利用者の4分の3超が若者でなければならない。
- ② 構成員の4分の3超が若者であれば、利用当日の参加者のうち若者が4分の3以下であっても減免対象となる。また、若者団体が主催する催事であって、若者以外を参加対象とする場合を含む。
- ③ 参加対象が若者のみに限定していることが明らかな場合は、若者以外が主催する催事も減免対象となる。

2 減免対象の確認方法

(1) 個人利用（単独・複数人）

身分証明書で年齢確認を行い、減免申請書の余白に身分証明書の名称を鉛筆で記入する。

(2) 団体利用

ア 概ね若者により構成される団体が利用する場合

氏名および生年月日を明記した構成員名簿の提出により確認を行う。ただし、団体の性質から明らかに若者により構成する団体であることが明らかな場合は構成員名簿の提出を省略することができる。

イ 若者が参加対象となる催事を目的として利用する場合

参加対象を若者に限定していることがわかるもの（参加対象を明記したポスター、チラシおよびホームページ等の写し）により確認を行う。

（令和3年6月1日施行）